

国民年金

学生の皆さんへ

「学生納付特例制度」



20歳以上60歳未満の人は、学生であっても国民年金に加入し、納付しなければなりません。ただし、一般的に学生は所得が少ないため、国民年金保険料の納付が先送り（猶予）される「学生納付特例制度」があります。この制度の承認を受けると、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金を申請することができます。

■平成29年度の申請は4月から役場で受け付けます

- 対象者 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※1)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準(※2)以下の人。
- 必要書類 ①学生証(コピー可、有効期間が表記されているもの)または在学証明書(原本)。
②印鑑(認印で可。本人の場合は不要)

(※1)学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

(※2)所得の目安：(118万円) + (扶養親族などの数×38万円) + 社会保険控除など

■前年度から引き続き申請する人へ

平成28年度に学生納付の特例を受け、今年度も引き続き在学する予定の人には、日本年金機構から「学生納付特例申請書(はがき)」が3月末頃に送付されています(在学予定期間が把握できなかった人などには送付されていません)。はがきに、必要事項を記入して返送することで「平成29年4月～平成30年3月」の申請ができます。

■申請するときは注意してください

- ・申請時点の2年1カ月前の月分まで遡ることができます。ただし、申請が遅れると万が一のときに障害年金が受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
- ・学生納付特例期間は、老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を納めることができます(追納)。ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

■問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112
熊本西年金事務所 ☎096(355)3261



確認じゃ！ 臨時福祉給付金 (経済対策分)

■問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

消費税率引上げによる影響を緩和するために、所得が低い人に対して、給付金を支給する制度です。

●申請書は直接郵送します

支給対象の可能性のある世帯に4月中旬頃より、お知らせと申請書などを郵送します。対象者は、平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者です。

ただし、課税されている人に扶養されている場合、生活保護制度の被保護者である場合などは、対象外です。

【平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者】

- ①平成28年1月1日時点で大津町に住民票がある人
- ②平成28年度の町民税(均等税)が課税されない人

●支給額 対象者1人につき15,000円 (一回限り)

●申請受付期間 4月17日(月)～10月17日(火) (土・日・祝除く)

※必ず期限までに申請をお願いします。

●郵送か役場福祉課の窓口で受け付けます

同封の申請書に必要事項を記入し、添付書類を同封し返信用封筒で返送するか、役場福祉課に直接提出をお願いします。窓口での申請は、混雑が予想されます。自宅で記入して待ち時間もない郵送での申請をご利用ください。

●申請必要書類

- ①申請書 (必要事項を記入してください)
- ②印鑑 (支給対象者氏名横に押印してください)
- ③支給対象者全員分の本人確認書類写し(免許証、健康保険証など)
- ④振込希望口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※その他、必要に応じ提出書類を求める場合があります。

●受け取りは、原則、口座振込です

※金融機関の口座がない人などとはご相談ください。

詐欺に注意！ ATMの操作をお願いすることはありません。

